

事務連絡
令和4年2月3日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局
公立・私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度の移行状況等調査
結果を踏まえた新制度への移行及び一時預かり事業に係る運用上の留
意事項等について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
本年7月6日付け事務連絡により依頼した「令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」について、別紙のとおり結果を取りまとめましたので御報告いたします。本調査の実施・取りまとめに御協力いただき、ありがとうございました。

調査の結果により、全体としては、各都道府県及び市区町村において、引き続き、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)への円滑な移行に向けた取組を着実に進めていただいている一方で、令和5年度以降に移行を検討・判断する私立幼稚園が一定数存在していることが確認できました。また、幼稚園における預かり保育に対する支援についても、都道府県及び市区町村の取組に差が見られることも判明しました。

改めて都道府県及び市区町村に御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しました。各都道府県におかれては、内容について十分に御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、関係部局で緊密に連携を図りつつ、必要な予算の確保や市区町村への適切な助言・支援等をお願いします。

記

1. 1号認定子どもに係る施設型給付について

(1) 市区町村が定める地方単独費用部分の額

1号認定子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分の額(子ども・子育て支援法附則第9条の規定に基づき市区町村が定める額をいう。以下「地方単独費用部分の額」という。)を、国の公定価格より低額に設定している市区町村については、公定価格が施設の運営に必要とされる標準的な費用であることに鑑み、基本的には公定価格と同額にさせていただくよう検討をお願いします。

(2) 地方単独費用部分に対する都道府県の補助

令和2年度における地方単独費用部分に対する補助実績が2分の1未満であった都道府県のうち、その理由を「市区町村からの交付申請額が過少だったため」と回答した都道府県においては、本年度は同様の事務処理上の遺漏が生じないように、市区町村への助言等をお願いします。また、その理由を「予算の範囲を超えたため」と回答した都道府県については、域内の状況を把握した上で確実な予算の確保に努めていただくようお願いします。

2. 子ども・子育て支援新制度への移行（施設型給付への移行）について

(1) 公立幼稚園の新制度への移行

昨年度に引き続き、新制度への移行（施設型給付への移行をいう。以下単に「移行」という。）を行っていない（「別段の申出」を行った）公立幼稚園がごく少数ながら存在していますが、市区町村が設置者となる公立幼稚園については、あえて移行しないという選択をすることは基本的に想定されていません。

移行に当たっては、認定こども園への移行のみならず、幼稚園のまま移行することも可能ですので、該当する公立幼稚園の設置市区町村においては、既に園児の募集を停止しているといった場合を除いて、速やかな移行をお願いします。

(2) 新制度への移行を希望する私立幼稚園に対する市区町村の支援等

令和5年度以降に移行を検討・判断する予定と回答した私立幼稚園は2,190園存在していることが明らかとなりました。市区町村においては、希望する幼稚園が円滑に移行できるよう、説明会の開催、移行のための施設整備及び事務体制整備に関する補助等に係る情報の提供及び丁寧な相談への対応等を行うようお願いいたします。また、子ども・子育て支援法第31条に基づく市区町村の確認は、事業者から法令の基準を満たす申請があった場合は、必ず行う必要があります。

(3) 個人立幼稚園の設置者の法人格の取得

移行が可能な幼稚園については、施設の安定的・継続的な運営を担保する観点から、幼保連携型認定こども園となって移行する場合を除き、法人が設置するものに限定しています。

都道府県におかれては、個人立幼稚園の設置者から、移行を見据えての法人格の取得に係る相談や申請があった場合には、速やかな対応をお願いします。

3. 一時預かり事業（幼稚園型）について

(1) 在園児の預かり保育の推進【一時預かり事業（幼稚園型）関連】

幼稚園の87.8%は、教育課程の時間の終了後に行う教育活動として預かり保育を実施しており、一定の基準を満たすものについては、保育の必要性が認められる子どもの利用が幼児教育・保育の無償化の対象になるなど、地域の保育ニーズに応える観点からも、その重要性は高まっています。

各都道府県及び市区町村におかれては、以下の点に十分留意の上、引き続き質の高い預かり保育の推進に御協力をお願いします。

一時預かり事業（幼稚園型）の実施の検討

令和3年4月1日時点で一時預かり事業（幼稚園型）（以下（1）において単に「事業」という。）を実施していない市区町村は695自治体（令和2年：719自治体）となっておりますが、上述の預かり保育の重要性等も踏まえ、幼稚園及び認定こども園が安定的に預かり保育等を実施できるよう、これらの市区町村におかれては、事業の積極的な実施の検討をお願いします。

都道府県の預かり保育補助からの円滑な移行

令和4年1月24日付け文部科学省事務連絡「施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて」において周知したとおり、多くの都道府県において、子ども・子育て支援新制度への移行後も私学助成における預かり保育補助を受けている園が存在していますが、これは新制度の施行準備の段階より、あくまで経過措置とされているものであり、施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業（幼稚園型）（以下単に「事業」という。）により行うことが基本となります。

このため、新制度移行後、一定期間が経過したことも踏まえ、特別な事情の無い限り、市区町村の事業により行われるよう、以下のとおりご対応をお願いします。

1 市区町村が事業を実施していない場合

事業を実施していない市区町村は、域内の保護者の預かり保育等に係るニーズ及び当該保護者が利用すると考えられる施設の状況を適切に把握した上で、できる限り実施に向けた検討をお願いします。

2 市区町村が既に事業を実施している場合

既に事業を実施している市区町村は、以下の点を総合的に勘案の上、特別な事情が認められない場合においては、市区町村の事業を活用するよう、都道府県、市区町村及び施設型給付を受ける幼稚園等の間で十分に連絡・調整を図りつつ、適切なご対応をお願いします。

国の一時預かり事業実施要綱に基づいて市区町村が定める専任職員の配置要件及び設備基準等について、各施設型給付を受ける幼稚園等が充足することが困難な事情が存在するか

市区町村の事業補助単価を基に算出した当該年度の見込額及び都道府県の私学助成における預かり保育補助の当該年度の見込額（見込み額が算出できない場合は前年度の補助実績額）を比較し、減収が生じるか

広域利用が存在する市区町村間にあっては、事業の円滑実施のための体制及び施設の事務負担の軽減措置（例：協定に基づき施設が所在する市区町村が一括して事務処理を行う）が整えられていないなどの事情が存在するか

その他市区町村の事業と都道府県の補助事業の間に大きな差異がないか

なお、広域利用に係る市区町村間の調整については、平成30年4月25日付け文部科学省事務連絡「一時預かり事業（幼稚園型）に係る事務負担の軽減について」においてお示ししているとおり、子ども・子育て支援法附則第14条第4項に

規定する協議会の場を活用するなど、都道府県の積極的な関与が期待されます。

補助単価の設定及び充実

日額の補助単価について、多くの市区町村が国基準の補助単価額を設定いただいている一方で、国の基準額に達していない自治体も見受けられます。特に、基本分の単価が国の示した額より低額となっている一部の市区町村におかれては、保護者や地域のニーズ等を勘案しつつ改めて単価の設定について検討をお願いします。

また、令和2年度から導入された特別な支援を要する子どもを受け入れた場合の単価(日額4,000円)については、設定している市区町村が231自治体から385自治体に大幅に増加しました。特別な支援を要する子どもが預かり保育の時間を含めて集団の中で生活することを通して豊かな体験を育てていくための必要な人員配置を可能にするため、各市区町村における支援の拡充に係る検討を引き続きお願いします。加えて、令和3年度においては、保育体制充実加算の充実及び要件の弾力化を実施したところであり、各市区町村におかれては、長時間、体制の充実した預かり保育が実施されるよう、単価の導入について御検討をお願いします。

(2) 幼稚園における0～2歳児の受入れ推進【一時預かり事業(幼稚園型)関連等】

「新子育て安心プラン」(令和2年12月厚生労働省公表)を踏まえ、令和3年度より、一時預かり事業(幼稚園型)において、開設準備経費に係る支援措置の新設、2歳児の受入れに係る単価の充実及び0～1歳児に係る単価の新設を行いました。待機児童は1・2歳児が多いことも踏まえ、待機児童対策を推進する市区町村においては、管内の保護者が利用を希望する幼稚園の意向及び体制等を踏まえた上で、本事業の実施について積極的な検討をお願いします。

また、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援、幼稚園の設置者による小規模保育事業等の実施の促進についても、設置者の意向を踏まえつつ、積極的な検討をお願いします。その際には、「「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における2歳児等の受入れ推進について(既存制度・事業の運用の柔軟化)」(平成29年6月28日付け3府省連名事務連絡)及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日3府省連名通知)においてお示ししている、認定こども園・小規模保育事業等の運用(対象年齢や開所日数・開所時間、受入れ可能人数など)の柔軟な取扱い等も活用ください。

(3) 公立施設における実施

一時預かり事業(幼稚園型)は、公立施設で実施する場合であっても、国及び都道府県の補助が行われるものであるため、特に待機児童が発生しているなど、事業の実施ニーズが高いと考えられる市区町村においては、教育委員会などの関係部局間の連携を図りつつ、公立施設での事業の実施について積極的な検討をお願いします。

(4) 子育て支援員研修の充実

一時預かり事業の担い手として、いわゆる子育て支援員が想定されています。幼稚園教諭や保育士の人材確保が課題となって久しい中で、地域の実情やニーズに応じて、子育て支援員の養成を進めることは極めて重要であると考えており、各都道府県及び市区町村においては、子育て支援員研修所管部局とも連携し、ニーズを適切に把握した上で、当該研修の定員増や回数増を図るなど、一時預かり事業等を担う人材確保方策を積極的に御検討ください。

4 . 幼稚園等における事務負担の一層の軽減

施設型給付を受ける幼稚園等・受けない幼稚園の両者において、新制度に係る事務増大等に不安があるとの回答が多数を占めていることを踏まえ、引き続き、都道府県及び市区町村において、事務負担の一層の軽減に御協力をお願いします。

一時預かり事業(幼稚園型)を実施している市区町村のうち68%においては、国が示した統一様式による補助・委託申請様式の統一化又は別途同程度の簡素化を行っていただいています。これらの市区町村においては、引き続き、ICTを活用した実績管理等による一層の事務の簡素化・効率化に取り組むとともに、それ以外の市区町村においては、事業者の事務負担軽減に向けた配慮をお願いします。

特に、同事業について広域利用があるにも関わらず、「一時預かり事業(幼稚園型)に係る事務負担の軽減について」(平成30年4月25日付け事務連絡)に基づく事務負担軽減について実施予定がない市区町村においては、周辺市区町村と協議の上、実施を検討いただくよう改めてお願いします。なお、都道府県におかれては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第14条第4項に規定する協議会等の場を活用するなど、市区町村間の調整が円滑に進むよう必要な支援をお願いします。

【添付資料1】

令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度の移行状況等調査結果(令和3年12月8日)

【添付資料2】

施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて(令和4年1月24日付け文部科学省事務連絡)

【添付資料3】

令和3年度予算における一時預かり事業(幼稚園型)の充実について

【添付資料4】

新子育て安心プランについて

【担当】	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 松本(向) 安達、松本(光)
TEL	03-5253-4111(内線)2374
直通	03-6734-2374
FAX	03-6734-3736